

(2026年4月1日発表)

建築物を対象とした耐震対策に関する補助制度の見直し

建築物の耐震対策に関する補助制度を見直し、補助額の上限引き上げや代理受領制度の対象拡大を行うことで、耐震化の更なる促進を図ります。

【趣旨・背景】

- ・地震発生時の建物倒壊は、市民の皆さまに大きな被害を及ぼすおそれがあります。このため静岡市では、2002年度から1981年5月末以前に建築着手された木造住宅(旧耐震木造住宅)等を対象に、耐震化費用の一部を補助しています。
- ・近年は資材価格の高騰などにより工事費が増加しており、国や県でも補助限度額の見直しが進められています。こうした状況を踏まえ、「木造住宅耐震補強事業」の補助額を引き上げるとともに、補助制度をより利用しやすくするため「代理受領制度」の対象を拡大します。

【主な見直し内容】

1. 「木造住宅耐震補強事業」の補助額の上限引き上げ

旧耐震木造住宅の耐震補強の計画や工事に対する補助額の上限を、「100万円」から「115万円」に引き上げます。

2. 代理受領制度の対象拡大

これまで、「木造住宅耐震補強事業」でのみ利用できた「代理受領制度(※)」を、「建築物耐震対策事業」、「耐震シェルター整備事業」、「ブロック塀等耐震化促進事業」などの補助制度にも拡大します。

※「代理受領制度」とは、補助制度を利用して耐震補強工事等を行う場合に、申請者が工事業者へ補助金の請求および受領を委任し、市から工事業者へ直接補助金を支払う仕組みです。

この制度を利用することで、申請者は工事費から補助金を差し引いた金額を準備すればよく、耐震補強工事等に着手しやすくなります。静岡市では2025年度から「木造住宅耐震補強事業」に導入しており、今回、その対象となる補助制度を拡大します。

【申込方法等】

受付開始日:4月6日(月)

提出方法:建築安全推進課(静岡庁舎 新館5階)の窓口へ申請書を提出

各耐震化事業(補助制度)の内容や要件など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2574/s007801.html>

【問い合わせ先】

都市局 建築部 建築安全推進課(静岡庁舎5階)、担当:土屋・坂本 電話:054-221-1124